

第九次福井市総合計画 本冊子及び別冊デザイン制作業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月10日
福井市 総務部 市長公室 総合政策課

1 趣旨

「第九次福井市総合計画 本冊子及び別冊デザイン制作業務」を実施するにあたり、その業務を委託する業者を選定する公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 第九次福井市総合計画 本冊子及び別冊デザイン制作業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約日から令和9年3月31日(水)まで |
| (4) 見積上限額 | 1,500千円(消費税及び地方消費税を含む。) |

※参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までにおいて、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号について同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する

暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ② 親会社（個人事業者又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員（個人事業者を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員（個人事業者を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目をすべて満たすこと。
- ① 共同体の構成員は、3者までとし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 共同体の構成員は、上記（1）～（9）に掲げる事項を全て満たしていること。

4 実施スケジュール ※本プロポーザル実施に係る説明会は実施しない。

期日・期限	手続き等	手段等
令和8年7月10日(金)	(1)実施要領等の公表	ホームページ
令和8年7月22日(水) 17時必着	(2)質問の受付期限	メール
令和8年7月24日(金)	(3)質問に係る回答	ホームページ
令和8年7月29日(水) 17時必着	(4)参加申込書の提出期限	持参又は郵送又はメール
令和8年8月3日(月)	(5)参加資格の結果通知	メール
令和8年8月13日(木) 17時必着	(6)企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和8年8月21日(金)	(7)審査委員会（プレゼンテーション）の開催	対面
令和8年8月25日(火)	(8)審査結果の通知	メール及びホームページ
契約締結の協議後	(9)契約締結	

5 質問の受付および回答

本プロポーザルへの質問がある場合は、質問書(様式1)を期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月22日(水) 17時必着
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 「14 担当部署(書類提出先・問い合わせ先)」のとおりに
- (4) 回答日 令和8年7月24日(金)
- (5) 回答方法 質問内容及び回答を市ホームページに掲載

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 共同体結成届書(様式3)
※共同体を結成する場合のみ
- ③ 誓約書(様式4)
※共同体の場合は全ての事業者のもの
- ④ 会社概要(様式5)
※共同体の場合は全ての事業者のもの
- ⑤ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書の写し(申請内容が記載されているもの)

※参加申込書の提出時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和8年7月29日(水) 17時必着
- (4) 提出方法 下記のいずれかで提出すること。
 - ① 持参(平日9時~17時のみ受付)
 - ② 郵送(配達記録が残るものに限る)
 - ③ メール(電話にてメールの到着確認を行うこと)
- (5) 提出先 「14 担当部署(書類提出先・問い合わせ先)」のとおりに

7 参加資格の確認結果通知及び審査委員会の実施通知

参加申込書の提出者について参加資格の確認を行い、その結果(資格の有無)を通知する。

また、参加資格が「有り」となった場合には、「10(1) 審査委員会の開催」に係る案内(審査会場への入場時間及び審査の実施時間等)について、併せて通知する。

- (1) 通知日 令和8年8月3日(月)
- (2) 通知方法 電子メール

8 参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式6）を提出すること。

※併せて電話でも連絡をすること。

9 企画提案書の提出

参加資格が有ると確認された者は、1者（1共同体）につき1案を企画提案書にまとめ、その他の提出書類と合わせて期限内に提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

① 企画提案書提出届（様式7）

② 企画提案書（A4版・任意様式）

※仕様書にある業務すべてについて具体的な提案を記載すること。

※仕様書に定める項目のほか、業務目的の達成に向けた自由提案を盛り込むことができるものとする。

※企画提案書は15頁以内で作成すること。

③ 業務実績調書（様式8）

④ 見積書（A4版・様式自由）

※記載金額については、仕様書等に基づいた本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。また、積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。（別紙可）

(2) 提出部数 各6部（正本1部、副本5部）

※企画提案書提出届（様式6）は1部のみ提出

(3) 提出期限 令和8年8月13日（木） 17時必着

(4) 提出方法 下記のいずれかで提出すること。

① 持参（平日9時～17時のみ受付）

② 郵送（配達記録が残るものに限る）

※なお、上記いずれかにより提出したものと同一データを、上記提出期限までにメールでも提出すること。

(5) 提出先 「14 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）」のとおり

(6) その他 副本は無記名で作成し、提案者名が類推できないようにすること。

10 受託候補者の選定等

(1) 審査委員会の開催

提出された企画提案内容より深く理解するため、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

プロポーザルは別紙「評価基準書」に基づく総合点数方式とし、評価項目合計の6割以上を最低基準点と定める。

※以下は概要であり、詳細な内容は「7 参加資格の確認結果通知及び審査委員会の

実施通知」により通知する。

- ① 日時：令和8年8月21日（金）※詳細は別途通知する。
- ② 場所：福井市役所 会議室
- ③ 審査基準：別添「評価基準書」に基づく
- ④ 審査方法：プレゼンテーション及び質疑応答
 - ・ 持ち時間は1者30分（説明時間15分、質疑応答15分）以内とする。
 - ・ プレゼンテーションへの出席者は1者につき2名までとする。
 - ・ 業務の企画運営に携わる担当者が説明を行うこと。
 - ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - ・ 内容は、企画提案書に沿ったものとし、審査会当日の差替えや追加資料の配布等は認めない。
 - ・ プレゼンテーション用の資料が入ったPC及びケーブル等を持参すること。
※モニター（またはプロジェクター・スクリーン）は会場側で準備する。
（いずれもHDMI接続）

（2）審査結果の通知

審査結果は提案者全者に対し、令和8年8月25日（火）に電子メールで通知するとともに、市ホームページで公表する。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、当該参加申込者（共同体の場合は、すべての構成員）について、失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （3）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （4）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- （5）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （6）見積額の金額が見積上限額を超過した場合
- （7）その他、市があらかじめ指示した事項に反する行為があった場合

1.2 契約の締結等

- （1）市は、審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- （2）企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- （3）契約締結の協議が整わなかった場合には、審査委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- （4）受託候補者として選定された者が次のいずれかに該当する場合には、市は契約締結を取り消すことがある。
 - ① 契約の締結に応じない場合

- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがある場合
- ③ 提出書類に、虚偽の記載をした場合
- ④ 契約締結時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合
- ⑤ その他、著しく社会的な信用を損なう行為等により、委託が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類は必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 企画提案の内容については、採用決定後に「1.4 担当部署」と協議の上、変更して実施することがある。
- (9) 受注者は、この業務の実施にあたって、「1.4 担当部署」との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- (10) 受注者は、業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) その他、不明な点については、「1.4 担当部署」に照会すること。

1.4 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）

福井市 総務部 市長公室 総合政策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（福井市役所本館3階）

電話：0776-20-5283

F A X：0776-20-5768

電子メール：sougou@city.fukui.lg.jp

担当者：吉田、菅谷